



横浜みなとみらい21の夜景 横浜赤レンガ倉庫は今年創建100周年を迎えた(写真提供 横浜市)

2011. 10. 5 October

Vol. 629

年金広報

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
E-mail: koho08@nenkin.or.jp
振替 東京00190-2-77193
年間購読料 1,890円(税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

- 3 市区町村の声
岩手県盛岡市 谷藤裕明市長・医療助成年金課
市民と被災者の生活を守る、人口二九万人の盛岡市取材した。
- 4 頑張る！ 年金事務所
弘前年金事務所
職員の意識改革に取り組む、弘前年金事務所を訪ねた。
- 5 ~ 6 特集
国民年金基金二十周年によせて
松本省藏理事長にご寄稿いただき、二十年のあゆみを振り返る。
- 11 ~ 12 座談会
「国民年金基金」老後のための貯蓄です
山崎神奈川県立保健福祉大学名誉教授、中村東京都国民年金基金専務理事、金高歯科医師国民年金基金常務理事、井戸社会保険労務士・FPの国民年金基金についてのご意見を、加藤年金シニアプラン総合研究機構理事長が訊いた。

Topics

社会保障審議会で社会保険の適用拡大などを検討

受給資格期間の短縮、高所得者の年金額も議論

厚生労働省は社会保障審議会の下に「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」(部会長 遠藤久夫・学習院大学経済学部教授)を設置し、九月一日に初会合を開いた。健康保険と年金を含めた社会保険の適用拡大について、雇用政策と連携した総合的な検討を行い、具体的なあり方について審議していく。

この日は「厚生年金・健康保険の適用対象となる人の範囲をどのように考えるか」「パート労働者の雇用への影響」などのように配慮するか「パート労働者が多く就業する企業への影響」などのように配慮するか」などの論点が示された。九月一三日には社会保障審議会年金部会(部会長 神野直彦・東京大学名誉教授)の第二回会合が開催され、社会保障・税一

体改革成案に盛り込まれた年金制度の改革案のうち、最低保障機能の強化(受給資格期間の短縮・低所得者等への加算)と高所得者の年金額の調整について議論した。

いずれも今後、月に二回程度のペースで議論を重ね、年末にとりまとめをめざす【議論の詳細は三面】。

二三年二月から事業主の手続きはCD・DVDもOK

日本年金機構への健康保険・厚生年金の適用関係の手続きに、CD・DVDによる提出が平成二三年一月から可能となる。現在は紙媒体とFD・MOだけが利用可能だった。新たな電子媒体で提出するにあたって、特に事前の手続きは必要ないが、一月中旬に機構ホームページに公開予定の「磁気媒体届書作成仕様書」で規定するデータフォーマットで作成するか、あるいは、CD・DVD作成に對

応した「届書作成プログラム」をダウンロードして利用する。

自社でプログラムを開発している企業には、「磁気媒体届書作成使用書」でプログラム改修が必要となる。また、引き続きFDを利用して届出を提出する場合も最新バージョンのプログラムに変更する必要がある。注釈が必要だ(詳細は日本年金機構ホームページを参照)。

一〇月より届出の誤りは年金事務所記録回復が可能に

日本年金機構は、賞与支払届の提出もれや転勤の際の届出の誤りが判明した場合、今年一〇月より年金事務所段階で記録を回復できる新基準を設けたことを、九月六日に行われた年金記録回復委員会第二八回会合で報告した。前回の会合で、総務省の年金記録確認第三者委員会から提案を受け、検討した結果、実施が決定した。新基準の実施にあたり、一〇～二月に事業

主へ送付する納付書にチラシを同封して周知をはかる。

一〇〇歳以上高齢者が約四万八千人に

厚労省老健局は九月一三日、本年度中に一〇〇歳に到達する高齢者(二三年九月一日現在)が二四、九五二人(前年度比一、六八三人増)と発表した(住民基本台帳による都道府県等からの報告数)。内閣総理大臣から祝状と記念品が贈呈される。一〇〇歳以上の高齢者は、

年々急速に増えており、老人福祉法が制定された昭和三八年は全国で一五三人だったが、同五六年に千人、平成一〇年に一万人を超え、同二一年には四万人を突破した。二三年は対前年比三、三〇七人増の四七、七五六人となる。このうち女性が四一、五九四人で八七・一%を占めている。



盛岡駅前の開運橋から岩手山と北上川を望む

杜と水の都「盛岡」

盛岡市は岩手県の内陸部、青森・秋田両県を含む北東北三県のほぼ中央に位置します。秀峰・岩手山を望み、市内を東北一の大川・北上川をはじめ幾筋もの川が流れる街並みは「杜と水の都」と称され、歌人・石川啄木は「美しい追憶の都」と表現し、作家・宮沢賢治は「モリイオ市」と呼びました。

古くは不来方(こずかた)と呼ばれたこの地に南部氏が築城開始したのは今から約四百年前。その後「盛岡」の名が定着して、藩名も「南部」から「盛岡」に改められました。平成21年に市制施行百二十周年を迎え、今年七月には「もりおか歴史文化館」が開館。名物わんこそばと盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺の盛岡三大麺や、初夏を彩る「チャゲチヤグ馬コ」、世界一の太鼓パレードの「盛岡さんさ踊り」、伝統の「盛岡秋まつり山車」、幻想的なスノーキヤンドルが美しい「もりおか雪あかり」など四季の祭りやイベントが皆様をお迎えします。盛岡へ「おでんせ」「おいでください」を意味する盛岡・岩手の方言。

「ねんきん月間」は1月に実施

日本年金機構は、厚生労働省と協力して国民に公的年金を身近に感じてもらう、年金制度に対する理解を深めてもらうために、一月を「ねんきん月間」として位置づけ、各種の普及・啓発活動を実施する。

本年度の取組み

本年度の「ねんきん月間」の取組みは、各ブロック本部、年金事務所等で計画し実施されるが、①年金広報の実施、②出張相談の実施、③国民年金保険料の収納対策、④厚生年金の未適用事業所に対する重点的加入指導や事業所調査などの厚生年金適用対

策の積極的な展開を図ることとしている。

多くの利用者が高い関心

昨年度は、市区町村などでの出張相談、大学でのセミナーの開催、学園祭での相談コーナーの開設、国民年金保険料の納付相談会、集合徴収などが全国で実施された。市区町村、農協、大学、大規模商業施設などでの出張相談の窓口には限られた期間ではあったが、多くの利用者があり関心が高かった。

また、年金広報では、学生納付特別制度のパンフレットの配布、ねんきん作品ポスター、作文

の展示、電光掲示板での「ねんきん月間」の広報、ポスターの掲示などが実施された。

生徒が真剣に考える機会をつくる「年金教育」

ねんきん作品ポスターや作文などのコンクールは、次代を担う生徒に対して公的年金制度の仕組みや基本理念を周知し、制度への参加意識の醸成を図り、公的年金制度の円滑な運営に資することを目的として実施されていた「年金教育」のひもととして、多くの生徒が応募していた。しかしながら、残念なことに日本年金機構になってからは実施されて

れていない。

積極的な年金制度の広報を

国民にとって年金制度を正しく理解することはそう簡単ではないが、甚に氾濫する聞きかじりの間違った年金制度に関する情報が国民の年金不安や年金不信を招いている。

年金事務所の窓口では、丁寧によさしくキメの細かい相談が行われていることは大変有難いことであるが、厚生労働省や日本年金機構は、「ねんきん月間」も結構だが、日頃からもっと積極的な年金制度の広報をする必要があるのではないか。

埼玉県で地域型の年金委員会が設立へ

埼玉県で地域型年金委員会・設立準備委員会が開催された

埼玉県では、かねてから地域型年金委員会の設置の準備が進められていたが、九月二八日、さいたま市の埼玉県民健康センターで設立準備委員会が開催され、埼玉県地域型年金委員会(仮称)の設立に向けて大きく踏み出した。

年金委員は、政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員で、会社の事業主や市区町村などの推薦により厚生

労働大臣が委嘱するもの。活動により「職域型」と「地域型」の二つに区分され「職域型」(約二万人)は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」(約七千人)は自治会などの地域において活動している。

しかし、地域型の年金委員は、委嘱数が極めて少ないことや活動が委員個人にとどまっていることなどから、一部を除いては組織化できていないのが現状である。

このたびの埼玉県の地域型年金委員会設置の動きは、国民の年金制度に対する理解をより深め、制度への加入や保険料納付に結びつけるための地域に根ざした年金啓発活動につながり、

地域の住民のみならず年金事務所においても多様に期待できるものになる。

年金委員の活用を

特に地域型の年金委員への具体的な委員活動については、日本年金機構本部や年金事務所などから殆ど何の動きかけもなく、一年半が経過し、年金委員制度について多くの意見や要望がある。地域レベルでのきめ細かい周知・啓発活動は重要であり、そのために委嘱した民間協力員である年金委員の活用は、厚生労働省や日本年金機構は積極的に年金委員の委嘱の拡大、組織化などに取り組んで欲しいものである。

また、活動支援事業として「国民年金委員手帳」、「国民年金よくある質問」(二〇年度)、「国民年金よくある質問」(二〇年度)、「年金ページ」に掲載(二年度)、「年金委員ハンドブック」(二年度)を作成、配布している。

高齢者は総人口の二二・三%

総務省統計局は敬老の日になんで、統計から見たわが国の高齢者の姿について取りまとめ、九月二六日に公表した。

六五歳以上の高齢者人口(二三年九月二五日現在推計)は前年より二四万人増の二、九八〇万人。総人口に占める割合は三・三%で、人口・割合とも過去最高となった。男女別では男性二、七三万人に対し、女性は二、七〇七万人。年齢階級別にみると、七〇歳以上は二、一九七万人(総人口比七・二%)、七五歳以上二、四八〇万人(同二・六%)、八〇歳以上八六六万人(同六・八%)となっている。三年の高齢者の

就業者数は前年より五万人増の五七〇万人(男性三四九万人、女性二二二万人)で、就業率(高齢者人口に占める就業者の割合)は男性が二七・八%、女性が三・一%で、男女とも緩やかな上昇傾向にある。また、三年の雇用されている高齢者(高齢雇用者)は三二八万人。このうち「非正規の職員・従業員」は二六二万人で、高齢雇用者の五〇・九%を占める。「役員」は八三万人、「正規の職員・従業員」は七三万人。世帯主が高齢者の無職世帯(高齢無職世帯)の三年の二世帯あたり一カ月間の家計収支は、税込みの実収入が一八八、〇〇〇円に対し、実支出(消費支出+非消費支出)は二七、〇〇〇円で、三九、〇〇〇円の赤字となっている。高齢無職世帯の実収入の八九・四%は公的年金などの社会保障給付が占める。

「年金図書」平成23年度改訂のご案内 好評発売中



国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



年金相談Q&A (平成23年度版)
現場力を高める!!
Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

鮭も遡上する「杜と水の都」 観光・雇用に力を入れる



岩手県盛岡市は人口約二十九万人の中核市。市内にはいく筋もの川が流れ、岩手山を望む「杜と水の都」として知られる。三期目を迎えた谷藤裕明市長が目指すのは、観光・雇用・経済の活性化。また、今回の震災で市内に避難してきている人たちなどへの支援も併せて課題となっている。

岩手県盛岡市 谷藤 裕明 市長



「盛岡市は北上川の源流に近
び込もうと
おりしも岩
手県内では
先日、平泉
が世界遺産
に登録され
た。その観
光客の足を
盛岡市にも
いかに伸ば
していくか
も知恵の出
どころ。
「平泉を造っ
た藤原清衡
の母は盛岡

盛岡市内には北上川をはじめいく筋もの川が流れており、情緒あふれる景観のまちだ。なかでも、市役所の裏を流れる中津川では鮎釣りができ、鮭も遡上している。鮭は石巻の河口から二五〇キロもの距離を上ってき、ここ中津川で産卵し終焉を迎えるのだという。県庁所在地で鮭が姿を現すのは盛岡市だけ。それは川がきれい・水がきれいな地だという証しでもある。

「盛岡市は北上川の源流に近
び込もうと
おりしも岩
手県内では
先日、平泉
が世界遺産
に登録され
た。その観
光客の足を
盛岡市にも
いかに伸ば
していくか
も知恵の出
どころ。
「平泉を造っ
た藤原清衡
の母は盛岡

若い世代から信頼される年金制度となる必要がある

の安倍一族の出身。そうした点をアピールして、「平泉から盛岡まで藤原氏のルーツをたどる旅」などを提案できればとも考えています（市長）。

盛岡まで客足が伸びれば、県内沿岸地域の被災地が復興したときには、そこまで客足が伸びていくことにもなる。その意味でも、盛岡市の果たすべき役割は大きいと市長は言う。

今回の震災で、盛岡市は震度五強の揺れに見舞われたが、もとより硬い花崗岩の岩盤の上に位置するまちなので、大規模な停電を除いては大きな被害はなかった。一方、津波の被害が大きかった県内沿岸部などの自治体からは、約二、〇〇〇人もの人が盛岡市内に避難してきている。また、市職員を被災地の自治体に応援で派遣している。

被災者支援の一環として市では、工業団地のスペースを被災企業に、また、街なかの空きスペースを飲食店経営等の被災者に無償で貸し出している。被災者が経営する飲食店には、地元の人はもちろん、市職員も飲みにかけて盛り上げている。「そういうのが実質的な支援か

盛岡市 Data Box	
【人口】	(平成23年4月1日現在)
総人口	293,071人
0~14歳	39,343人 (13.4%)
15~64歳	190,247人 (64.9%)
65歳以上	63,481人 (21.7%)
【年金被保険者数】	(平成23年1月末日現在)
被保険者数	65,479人
第1号被保険者	40,861人
第3号被保険者	24,618人
【年金受給者数】	(平成22年3月末日現在)
国民年金	60,723人
厚生年金	63,272人
【年金受給額】	(平成22年3月末日現在)
国民年金	39,365百万円
厚生年金	45,319百万円
(資料 盛岡市、盛岡年金事務所)	

と思いますね」（市長）。

盛岡市には、国の出先機関や大手企業の支店も多く、市の産業の八割はサービス業。盛岡市まで来れば何か仕事があるので、と避難してきた人も多いが、雇用情勢はもとより厳しく、市民や新卒者だけでなく被災者の雇用もどう確保していくかが大きな課題だ。仕事が見つからなければ生活保護を受給する人が増え、市財政を圧迫する。二十一年度の、生活保護費は、前年度に対し一〇億円増えており、その総額は約七〇億円。被災者からの保護申請も増えており、さらに、震災から半年が経ったこれからは、失業保険の給付が切れて生活保護を申請してくるケースも増えるだろう。

生活保護者をこれ以上増やさないという意味では、無年金者を出さないことも必要だ。「保険料を支払って、将来本当に年金をもらえるのかという若い世代の不安を払拭するような体制をつくらなければなりません」（市長）。

市民と被災者との両方の生活を守っていくことが求められている。

岩手県盛岡市 市民部医療助成年金課

年金業務は奥が深い



写真左上から
藤枝 孝課長補佐、佐藤 繁年金係長、
佐々木 克主任、佐々木 英司課長
左下から
関口 智子主事補、大森 千愛希主事、
島山 由美恵主任、佐々木 真紀主任

盛岡市医療助成年金課は、職員六人と、窓口担当の年金相談員二名の計八名で対応している。多い相談の一つは、国民年金に加入する二〇代からの「本当に将来年金はもらえるのか？」というもの。「国庫負担もあるし、政府が年金制度は崩壊させないと言っているので大丈夫ですよ」と説明しますが、それでも疑問は払拭できない方もいるようです（年金係長の佐藤さん）。

一方、高齢者からは「年金に関する手紙が来たけど、意味がわからない」という問い合わせが多い。手紙は年金事務所からのもので、市民は市役所からだと誤って同課に問い合わせる。出来る限り同課が年金事務所に通話で聞いて相談者に説明している。そうした年金事務所とのやりとりは一日何回にも及ぶが、「相談者にできるだけ負担をかけたくないので（同課）。また手紙は、年金事務を受託する民間企業の名前で送られることもあるので、「怪しい会社では」と問い合わせる人もいます。

窓口業務では、行政用語を使わず普通の言葉で説明するように心がけてもいる。

「それでも、たまには窓口で怒鳴られることもありですが、丁寧にご説明すれば最後には分かってくる方が多いですね」（佐藤さん）。

年金業務は、さまざまな窓口業務の中で特に奥が深いとも同課は感じている。「その人がどういう人生を歩んできたかという部分にまでかかわれる仕事だから（佐藤さん）。「住民票発行のように、渡して終わり」ではなく、窓口対応に一番時間がかかる仕事ですが、それだけにやりがいを感じますね」（同課課長の佐々木英司さん）。

震災で他の自治体から転入した相談者からは、「津波に車が追いかけてられた」「身内がまだ行方不明」とも聞かされ、その壮絶な経験に思いを寄せている。

最近の傾向としては、障害年金に関する相談が増えている。背景にあるのは、心の病気を持つ人の増加。そうしたケースでは、聞き取りをしようにも話が何度も同じところを繰り返して一〜二時間かかることもある。「ストレスフルな現代社会の様相も、年金業務を通じて垣間見えていると思います」（同課）。



年金事務所

仕事に対して責任と誇りを持って お客様の視線で現場を見てみよう

城下町弘前はりんごの有数な産地でもあり、取材に訪れたときは収穫がはじまっていた。「自分たちで考えよう」と職員に課した民間出身の弘前年金事務所長は弘前のりんごのように収穫の実を上げつつあるようだった。

弘前年金事務所（青森）

弘前年金事務所の入り口を入ると職員が駆け寄り「おはようございます」と挨拶を交わす。近付いてくると、こやかに来訪の意図を聞いてくる。来意を告げると「お待ちいたしておりました」と所長室に案内される。社会保険事務所から年金事務所へ組織と名称が変わったが、目に見えて変わったと一番わかるのは職員のお客への接遇の態度だ。

職員の意識改革に取組む

弘前年金事務所長として職員に接して感じたのは「社会保険庁から年金機構へ変わったことで理念も変わったわけですが、職員にはとまどいがあるようでした。実際、はざまで大変だったろうと思います」と語る丹羽所長が手がけたのは「職員の意識改革」。

市町村と良好な関係保つ

弘前事務所の管轄地域は弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市に西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡の一四市町村だが、合併前の市町村窓口もそれぞれ支所として残っている。国民年金担当者は支所の窓口にも顔を出すから合併によって事務が合理化されたとは一概には言えない面もある。



丹羽正人所長

そんなことを考えながら所長室へ向かうと、丹羽正人所長がこやかに迎えてくれた。丹羽所長は民間出身。前職は宮城県仙台市の印刷会社で業務担当部長としてISOや個人情報管理をはじめ、経営管理に取り組んできたという。「もっぱら利益追求の仕事をしてきましたからもっと違う仕事、たとえば社会に貢献できる仕事をしたいと思いました」。

現在の仕事を志望した動機をこう答えてくれた丹羽所長だが、「入ってみて実際はどうでしたか」という質問にも「これほどやりがいのある仕事はありませぬ」と胸を張る。採用は機構が発足した、昨年の一月一日である。

常の年金相談と適用・徴収の相談では、対応の仕方が自ずと違ってくる。それぞれに合った対応の仕方をしよう」という声も上がってきたし、「とにかくいさつしよう」という機運も盛り上がってきた。

こうした成果が表れ、昨年から職員が全員毎月一件、改善の提案を寄せるようになったという。たとえば総合案内所の横の荷物置き場に杖や傘置き場が置かれるようになったのも成果のひとつだ。そうしたなかで「通

のテーマとなっており、「言葉の問題」がカギのひとつという。年金委員連携の研修会も市場化テストの業者とは、ねんきん月間には連携して納付案内を行う予定だ。年金事務所ではこれとは別に出張年金相談を予定しており、大学、専門学校とは協力を深めつつ「学生の納付特例」の周知に努めたいとしている。また年金委員と連携した研修会も二カ所予定しているが、年金委員に関しては「年金委員発足時の原点に返って事務所のサポーターとして、何をやっていただけるか、考えていきたいですね」（丹羽所長）という意向も持っている。

そして丹羽所長は職員に対して「社会人として基礎的なものを身につけたうえで自分の仕事のプロになって欲しいですね」と語る。「自分自身の目標を立てて欲しい」と職員には言っています。今はここまでできないけれど、いつかはやりたいと。そうするとけっこう高い目標なんです。できるだけ協力したいと思っています」といいます。最後に「職員全員が仕事に対して責任と誇りを持ち、日常業務に臨んでもらいたい。そうした環境を作っていくのが私の役割です」と語ってインタビューを終えた。

「いっしょ」は重要なポイント

こうした所長の思いを背景に副所長以下の幹部職員はどのように仕事に取り組んでいるのだろうか、短い時間ではあったがインタビューした。

木村匡副所長は秋田県大館市出身。地図を見れば一目瞭然だが、大館市は青森と秋田の県境に位置し、県外に就職するという意識は殆どなかったという。青森県内には年金事務所が、むつ、青森、弘前、八戸の四事務所があるが、おむね津軽弁が「共通語」。八戸だけは南部弁で「私も八戸に赴任したときは苦労しました」と木村さん。「ことば」での苦労は、津軽と南部を異動する人にとって多かれ少なかれ共通するようだ。

ただに現在の課内は十分なチームワークがとれているようだ。

せん。保険料方式ですから納付して初めて給付があることを強調したいですね。多くの方は頑張っていると思います。そのことも事業所には伝えたいと思えます」と語る。

工藤哲彦はお客様相談室長は昭和五年の採用、機構発足と同時に弘前事務所へ。課員は二人のアシスタントを含め一人（正職員二人、准職員一人、特定職員一人）という大所帯。とはいえ機構発足時は経験者一人の素人集団。仕事をしながら覚えていくという毎日だった。

山本修一は厚生年金徴収課長は昭和五二年採用。事務所管内の状況は「県内の他の事務所と比べると中小企業が多く、経済圏がまとまって比較的完結しています。圏外へ出てきたがらないし、受け入れも積極的ではないですね」と山本さんは弘前出身だけに管内の状況をズバリ説明。震災もあって経済的には伸び悩んでおり、事業所にとっては保険料負担が重くなっている。

山本さんは「年金の給付に関しては国会でも議論になります。財源の話はあまり出てきま

市場化テストについては「業者がやる方向です」と語る。年金委員や年金広報は「地域型の年金委員は新しい形での活動が求められているのではないですか。広報についてももっと幅広い広報が必要だと感じています。年金委員の協力を得て年金教育にも取り組みたい」と抱負を語ってくれた。

山本修一は厚生年金徴収課長は昭和五二年採用。事務所管内の状況は「県内の他の事務所と比べると中小企業が多く、経済圏がまとまって比較的完結しています。圏外へ出てきたがらないし、受け入れも積極的ではないですね」と山本さんは弘前出身だけに管内の状況をズバリ説明。震災もあって経済的には伸び悩んでおり、事業所にとっては保険料負担が重くなっている。

「悪質の判断が難しいですね。実際には何が悪質なのか客観的な判断基準が必要です。いずれにしても本部の指示に従って進めます」と戸田さん。

竹内孝厚は厚生年金適用調査課長は昭和五九年社会保険庁採用で業務センターに四年半ほどいて青森県に帰ってきた。地元弘前出身ではあるが、しばしば「東京帰りの人」扱いで地元採用の職員になじむにはある程度の時間が必要だった。

現在、課員は一〇人。正職員四人、准職員三人、特定職員二人、アシスタント一人という布陣だ。竹内さんが赴任した当初は経験者が一人しかおらず、竹内さんが課員に指示しながら電話にも出るという状況だったという。そういう困難な経験を

所得情報が管轄の全市町村から来ていることからわかるように、市町村との関係はきわめて良好だ。戸田さん自身が市町村を年間通して四回は回っているという。「所得情報があるからこそ保険料の徴収が出来るのであって市町村の協力は絶対必要です。保険料の徴収については市町村のご協力を得ますが、年金の給付については我々年金機構がプロです。給付については市町村の要望にも、きめ細かく応えて行きたいですね」と戸田さんは謙虚にかつ力強く語ってくれた。

国民年金基金

国民年金基金二十周年にゆとりを

国民年金基金連合会理事長 松本省藏

平成三年五月に国民年金基金が設立され、基金の事業運営がスタートしてから二十周年を迎えました。(注)

国民年金基金連合会も複数の基金が設立発起人となって同月に設立され、全国七十二の基金とともにこの二十年を歩んでまいりました。

民間の被用者のための厚生年金保険や公務員をはじめ複数の職域毎の共済年金が逐次整備されるなか、昭和三十六年に自営業者などを対象にした国民年金が発足して、すべての国民が公的年金に加入するという「国民

皆年金」の体制となりましたが、多くの年金制度が分立している制度間で格差があるという問題がありました。

また、昭和六十年に年金制度の大改正が行われ、一階部分を一元化した基礎年金制度が導入されましたが、この結果、被用者グループ(厚生年金保険や共済年金)には報酬比例の二階部分、さらには、厚生年金基金などの三階部分がある一方、自営業者グループ(国民年金)には一階部分の基礎年金だけしかないという格差が生じてまいりました。



松本省藏理事長

そこで、平成元年の年金制度改正の際に制度間の格差を是正するための何らかの公的な仕組みが必要だということ、現在の国民年金基金制度が年金制度改正案の中に組み込まれ、法改正成立後の平成三年四月に施行されました。

当時、私は厚生省の年金課長をしていましたが、改正法案の作成前に基金制度のキーポイントとなる税制上の優遇措置を認めてもらうべく、税務三局(大蔵省主税局)に日夜通ったことを昨日のことのように思い出します。

最終的に月額六万八千円、年額八十二万六千円という社会保険料控除が認められ、基金制度の導入が実現したわけですが、それから二十年を経た今、この国民年金基金の事業運営にかかわることができ、感慨深いものがあります。また、同時にその責任の重さも痛感しているところです。

国民年金基金のスタートから二十年、累積の加入者数は百五十万人を超え、年金受給者数も三十万人に及び、連合会の運用資産(年金積立金)は二兆三千億円と大きく成長してきました。

同時に、この二十年、基金を取り巻く政治経済社会の状況も大きく変化し、それに伴ういろいろな課題、難題にも直面してきましたが、この間、各基金の理事長、専務並びに常務理事等の役員や職員の皆様のおかげで、ご努力、ご尽力、そして基金の加入員、受給者、代議員の皆様、さらには募集委託機関や積立金運用委託機関などの多くの関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら今日を迎えることができました。心より感謝し、御礼を申し上げます。

国民年金基金は、①ライフスタイルに合わせて年金と掛金を自分自身で自由に組み立てられ、設計することができ、②税制面では、支払った掛金全額が社会保険料控除の対象となり、老後に受け取る年金についても公的年金等控除が受けられる。③基本は終身年金となっており、一生涯受け取れるので老後の安心につながる。④万が一のときでも遺族に一時金が支払われる。(全額非課税)

と、この仕組みとなっていますので、民間の個人年金などと比較して、たいへんメリットの大きい公的な年金制度です。もっともっと多くの自営業者など国民年金第一号被保険者の皆様方に活用していただきたい

と思っています。そして、より多くの皆様方に国民年金基金に加入していただくことが基金事業を安定的に運営し、制度を維持し、発展させていくための基本であり大きな柱でもあります。このためにも基金関係者の皆様にとさらに一層のご努力をお願いしなければなりません。

事業運営のもう一つの柱は積立金運用ですが、厳しく不透明な経済環境のなか、連合会としては「積立金運用の基本方針」に則り、効率的、かつ、安定的な運用に努めてまいりたいと考えています。

国民年金基金は、国民年金第一号被保険者の豊かな老後生活を保障するために必須不可欠の制度であり、これからも公的年金の改革・改正にあわせて必要な改革・改善を行いながら、維持し、発展させていかなければなりません。

国民年金基金連合会は、全国七十二の基金と連携を取りながら、国民年金基金の今後の維持、発展のために先頭に立って全力を尽くしてまいります。皆様方のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

(注)地域型国民年金基金は平成三年五月一日に四十七都道府県全てに設立され、職能型国民年金基金は同日に三基金、以降平成五年九月一日までに合わせて二十五基金が設立されています。

国民年金基金連合会は平成三年五月三十日に設立されました。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。



老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
- ◎掛金は自由に設定。
※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生涯お受取り。
- ◎万が一の時にはご家族に一時金も。
※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求はフリーダイヤル **0120-65-4192** ロゴ ヨイクニ
※地域によっては携帯電話からはつながりません。



ご職業ごとに参加できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp

国民年金基金20年のあゆみ

昭和44年		職能型の国民年金基金制度の導入
昭和62～63年		国民年金基金を巡る国会論議
平成元年	12月	国民年金法等の一部を改正する法律の公布 地域型基金設立の途が開かれる 職能型基金の設立要件が緩和される
平成2年	10月	国民年金基金令の公布
平成3年	5月	47都道府県に一齐に地域型国民年金基金の設立 職能型国民年金基金の設立 国民年金基金連合会設立
	8月 12月	全国の金融機関において第1回目の掛金の口座引落し 広報キャラクター：渥美清さん（～平成4年9月）
平成4年	3月 10月	平成3年度新規加入件数459,361件 広報キャラクター：コント55号（～平成5年9月）
平成5年	3月 10月	基金制度について新聞による政府広報実施 平成4年度新規加入件数114,301件 広報キャラクター：森光子さん（～平成6年9月）
平成6年	3月 10月	平成5年度新規加入件数83,778件 広報キャラクター：三田佳子さん（～平成10年6月）
平成7年	3月 11～12月	平成6年度新規加入件数113,845件 国民年金基金ブロック別意見交換会開催
平成8年	3月 4月 7月	平成7年度新規加入件数68,184件 連合会が年金財政安定事業を創設 年金資産運用の基本方針を策定
平成9年	3月 4月	平成8年度新規加入件数69,021件 年金給付体系を年単位から月単位に変更 年金運用コンサルタントを採用
平成10年	3月 4月 7月	平成9年度から年金資産の評価を時価評価へ移行 平成9年度新規加入件数49,321件 国民年金基金の年金資産残高が1兆円を突破 広報キャラクター：小谷実可子さん（～平成13年6月）
平成11年	2月 3月	加入者の累計が100万人を突破 平成10年度新規加入件数53,307件
平成12年	3月 11月 12月	平成11年度新規加入件数85,055件 国民年金基金10周年記念広報の実施 国民年金基金連合会ホームページの開設
平成13年	3月 7月	国民年金基金制度発足10周年記念ビデオの製作 平成12年度新規加入件数50,259件 広報キャラクター：岡江久美子さん（～平成16年6月）
平成14年	3月 4月	平成13年度新規加入件数77,720件 国民年金保険料の納付委託制度開始
平成15年	3月	平成14年度新規加入件数40,437件
平成16年	1月 3月 7月 12月	金融機関の信託代理店契約 平成15年度新規加入件数72,062件 広報キャラクター：宮里藍さん（～平成19年3月） 年金受給者に係る課税対象額の改定
平成17年	3月	平成16年度新規加入件数23,673件
平成18年	1月 3月	国民年金基金ホームページの更改 平成17年度新規加入件数27,199件
平成19年	3月 4月 10月	平成18年度新規加入件数27,290件 広報キャラクター：長澤まさみさん（～平成22年3月） 未請求の方に対し年金裁定請求を再案内を開始
平成20年	3月	平成19年度新規加入件数26,701件
平成21年	3月 4月	平成20年度新規加入件数29,317件 財政再計算の結果 確定年金にIV型、V型を追加
平成22年	3月 4月	平成21年度新規加入件数22,929件 広報キャラクター：貫地谷しほりさん
平成23年	3月 5月	平成22年度新規加入件数26,311件 国民年金基金制度発足20周年

自営業の方の老後を、生活バックアップ
国民年金基金

1 自営業の方だけの頼もしい老後保障
2 公的な年金だから税制上おトク
3 老後プランに合わせて色々選べる年金タイプ
4 1年に1回、掛金の増減も可能

国民年金と、各ブロックで。
自営業の方の上乗せ年金。
国民年金基金

1 2 3 4

東京都国民年金基金 ☎(03)3342-0755

お相手は国民年金基金です。
国民年金基金連合会 (TEL)03-3404-7362まで

年金も、税金も、トクしちゃいますよ。
国民年金基金連合会 03-3404-7362

未来のわたしに。
国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的個人年金
国民年金基金
0120-65-4192 www.npfa.or.jp

はやく入ろうよ。
国民年金基金
栃木県国民年金基金
0120-65-4192

自営業の方の強い味方ね。
国民年金基金
自営業の方の老後に安心と有利を上乗せ！
東京都国民年金基金 ☎03-5285-8800

小谷実可子。もうひとつの年金、始めています。
国民年金に「する、公的年金」
国民年金基金
国民年金基金連合会 ☎(03)3404-7362

さあ、あなたも。ラクトクナットク。
ラクトクナットク
国民年金基金
0120-65-4192

老後までトク
老後からラク
ロコヨーイドン！
国民年金基金
0120-65-4192 www.npfa.or.jp

備えてあんしん
ローゴヨイ・ドン!
老後用意



私も
加入して
います!

国民年金基金

国民年金基金とは

国民年金基金制度は、自営業の方やフリーで働く方がサラリーマン並みの年金を受け取れるようにするための公的な年金制度です。自分の収入に合わせて設計することができて、将来受け取る年金を確実に増やすことができます。

サラリーマンには厚生年金のような上乗せ分がありますが、それ以外の方は、自分で上乗せ分を用意しないと生活の基礎部分の年金しか受給できません。

ゆとりある老後を送るためにも、国民年金基金制度を是非ご活用ください。

国民年金基金に加入できる方

国民年金基金は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者の方が加入できます。

なお、次のような方は加入できません。

- 厚生年金保険や共済組合に加入しているサラリーマンの方（国民年金の第2号被保険者）
- 厚生年金保険や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方（国民年金の第3号被保険者）
ただし、国民年金の第1号被保険者であっても、次の方は加入できません。
- 国民年金の保険料を免除（一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含む）されている方
- 農業者年金の被保険者の方

ご相談・お問い合わせ・資料請求は——

フリーダイヤル

ローゴヨイクニ

☎0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。

くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp

年金の種類

加入は口数制で、
年金額や給付の型は、
ご自分で選択できます。



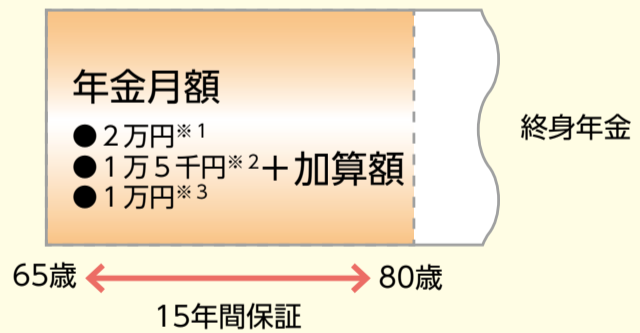
- ご自分で何口加入するかによって受け取る年金額が決まります。
- 給付の型は、終身年金のA型・B型、確定年金のI型・II型・III型・IV型・V型の計7種類があります。
- 掛金の額は、選択された給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって異なりますので、掛金月額表をご覧ください。

1口目について

- 「1口目」は、必ずご加入いただくことになっています。
- 「1口目」は、A型とB型の2種類があります。
- 「1口目」の年金月額は、ご加入時の年齢が、35歳0月までは2万円、35歳1月から45歳0月までは1万5千円、45歳1月から50歳0月までは1万円で、誕生月以外に加入された場合は、月数に応じた年金額が加算されます。50歳1月以上は、加入時年齢（月単位）により年金額が異なります。

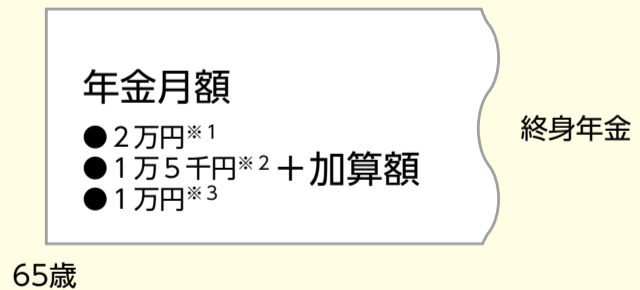
A型
終身年金

- ❖ 80歳まで保証期間付
80歳までに死亡した場合、残りの期間分の年金に相当する額が遺族一時金として遺族に支給されます。
- ❖ 加入月に応じて加算額（加入月加算）が支払われます。



B型
終身年金

- ❖ 保証期間はありませんが、その分掛金が安くなります。
- ❖ 加入月に応じて加算額（加入月加算）が支払われます。



※1 35歳0月までにご加入の場合 ※2 45歳0月までにご加入の場合 ※3 50歳0月までにご加入の場合

1口目加算額（男女共通）

（年額：円）

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	708	25歳	780	30歳	880	35歳	765	40歳	927	45歳	806
21歳	720	26歳	796	31歳	904	36歳	792	41歳	972	46歳	860
22歳	732	27歳	816	32歳	928	37歳	822	42歳	1,020	47歳	924
23歳	748	28歳	836	33歳	956	38歳	852	43歳	1,074	48歳	1,000
24歳	764	29歳	856	34歳	988	39歳	888	44歳	1,137	49歳	1,090

※誕生月以外に加入された時は、ご加入から次年齢に到達するまでに納めていただいた月数に応じて年金額に加算額が上乘せとなりますので、誕生月を気にせずご加入をご検討いただけます。※加入時年齢が50歳1月以上の方は、加算額はありません。例えば、30歳2カ月で1口目A型に加入された場合は、加算月数10月（12月-2月）×880円=8,800円が加算額（年額）となります。

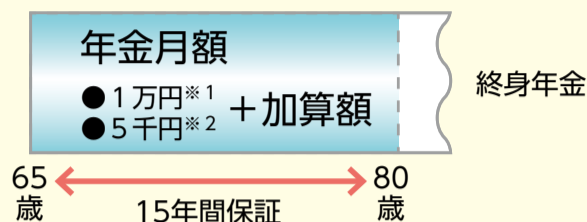
2口目以降について

「1口目」だけでは、年金額が不足と考えられる方は、「2口目以降」で年金を増額してください。

- 「2口目以降」は、A型、B型、I型、II型、III型、IV型、V型の7種類があります。
- 「2口目以降」の年金月額、ご加入時の年齢が、35歳0月までは1万円、35歳1月から50歳0月までは5千円で、誕生日以外に加入された場合は、月数に応じた年金額が加算されます。50歳1月以上は、加入時年齢(月単位)により年金額が異なります。

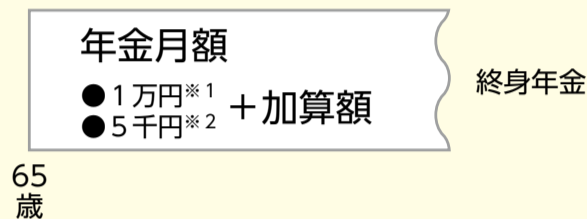
A型 終身年金

- ❖ 65歳支給開始、80歳まで保証期間付終身年金です。
- ❖ 加入月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。



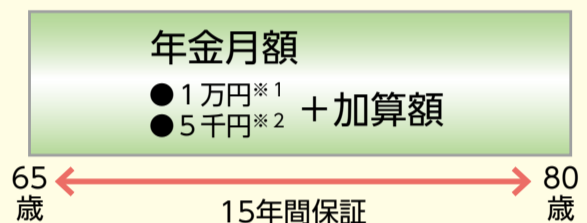
B型 終身年金

- ❖ 65歳支給開始、保証期間なしの終身年金です。
- ❖ 加入月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。



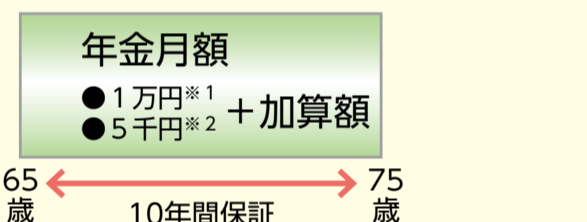
I型 確定年金

- ❖ 65歳から80歳まで15年間の保証期間付です。
- ❖ 加入月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。



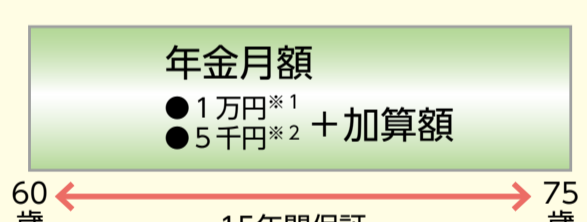
II型 確定年金

- ❖ 65歳から75歳まで10年間の保証期間付です。
- ❖ 加入月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。



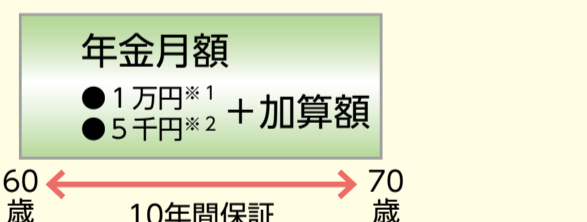
III型 確定年金

- ❖ 60歳から75歳まで15年間の保証期間付です。
- ❖ 加入月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。



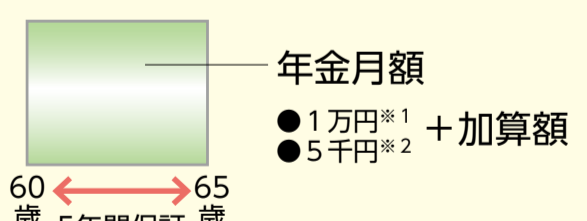
IV型 確定年金

- ❖ 60歳から70歳まで10年間の保証期間付です。
- ❖ 加入月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。



V型 確定年金

- ❖ 60歳から65歳まで5年間の保証期間付です。
- ❖ 加入月に応じて加算額(加入月加算)が支払われます。



※1 35歳0月までにご加入の場合 ※2 50歳0月までにご加入の場合

2口目以降加算額 (男女共通)

(年額：円)

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	354	25歳	390	30歳	440	35歳	255	40歳	309	45歳	403
21歳	360	26歳	398	31歳	452	36歳	264	41歳	324	46歳	430
22歳	366	27歳	408	32歳	464	37歳	274	42歳	340	47歳	462
23歳	374	28歳	418	33歳	478	38歳	284	43歳	358	48歳	500
24歳	382	29歳	428	34歳	494	39歳	296	44歳	379	49歳	545

掛金月額表

給付の型 加入時年齢	1 口 目				2 口 目 以 降								
	終身年金				終身年金				確定年金				
	男性		女性		男性		女性		I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
	A 型	B 型	A 型	B 型	A 型	B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
	年金月額(基本額) 2 万円				年金月額(基本額) 1 万円								
20 歳 0 月	6,350	5,550	7,360	7,000	3,175	2,775	3,680	3,500	2,325	1,615	2,535	1,760	920
20 歳 1 月～ 21 歳 0 月	6,570	5,750	7,620	7,250	3,285	2,875	3,810	3,625	2,405	1,675	2,625	1,825	950
21 歳 1 月～ 22 歳 0 月	6,810	5,960	7,900	7,510	3,405	2,980	3,950	3,755	2,495	1,735	2,720	1,890	985
22 歳 1 月～ 23 歳 0 月	7,060	6,180	8,190	7,790	3,530	3,090	4,095	3,895	2,585	1,800	2,820	1,960	1,020
23 歳 1 月～ 24 歳 0 月	7,330	6,420	8,500	8,090	3,665	3,210	4,250	4,045	2,685	1,865	2,925	2,035	1,060
24 歳 1 月～ 25 歳 0 月	7,620	6,670	8,830	8,400	3,810	3,335	4,415	4,200	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
25 歳 1 月～ 26 歳 0 月	7,920	6,940	9,180	8,740	3,960	3,470	4,590	4,370	2,895	2,015	3,160	2,195	1,145
26 歳 1 月～ 27 歳 0 月	8,240	7,220	9,550	9,090	4,120	3,610	4,775	4,545	3,010	2,095	3,285	2,285	1,190
27 歳 1 月～ 28 歳 0 月	8,580	7,520	9,940	9,470	4,290	3,760	4,970	4,735	3,135	2,180	3,420	2,380	1,240
28 歳 1 月～ 29 歳 0 月	8,940	7,840	10,360	9,870	4,470	3,920	5,180	4,935	3,270	2,270	3,565	2,480	1,295
29 歳 1 月～ 30 歳 0 月	9,320	8,190	10,810	10,300	4,660	4,095	5,405	5,150	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
30 歳 1 月～ 31 歳 0 月	9,740	8,560	11,290	10,760	4,870	4,280	5,645	5,380	3,560	2,475	3,880	2,700	1,405
31 歳 1 月～ 32 歳 0 月	10,180	8,950	11,800	11,250	5,090	4,475	5,900	5,625	3,720	2,585	4,060	2,820	1,475
32 歳 1 月～ 33 歳 0 月	10,660	9,380	12,360	11,780	5,330	4,690	6,180	5,890	3,895	2,710	4,250	2,955	1,540
33 歳 1 月～ 34 歳 0 月	11,180	9,840	12,950	12,350	5,590	4,920	6,475	6,175	4,085	2,840	4,455	3,095	1,615
34 歳 1 月～ 35 歳 0 月	11,740	10,340	13,600	12,970	5,870	5,170	6,800	6,485	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
	年金月額(基本額) 1 万 5 千円				年金月額(基本額) 5 千円								
35 歳 1 月～ 36 歳 0 月	9,255	8,160	10,725	10,230	3,085	2,720	3,575	3,410	2,255	1,565	2,460	1,710	895
36 歳 1 月～ 37 歳 0 月	9,750	8,595	11,295	10,785	3,250	2,865	3,765	3,595	2,375	1,650	2,590	1,800	940
37 歳 1 月～ 38 歳 0 月	10,290	9,090	11,925	11,385	3,430	3,030	3,975	3,795	2,505	1,740	2,730	1,900	990
38 歳 1 月～ 39 歳 0 月	10,890	9,615	12,615	12,045	3,630	3,205	4,205	4,015	2,650	1,840	2,890	2,005	1,050
39 歳 1 月～ 40 歳 0 月	11,535	10,200	13,365	12,765	3,845	3,400	4,455	4,255	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
40 歳 1 月～ 41 歳 0 月	12,270	10,845	14,205	13,575	4,090	3,615	4,735	4,525	2,980	2,070	3,250	2,260	1,180
41 歳 1 月～ 42 歳 0 月	13,065	11,565	15,135	14,460	4,355	3,855	5,045	4,820	3,175	2,205	3,465	2,405	1,260
42 歳 1 月～ 43 歳 0 月	13,965	12,375	16,170	15,465	4,655	4,125	5,390	5,155	3,395	2,360	3,700	2,570	1,340
43 歳 1 月～ 44 歳 0 月	14,985	13,275	17,340	16,590	4,995	4,425	5,780	5,530	3,640	2,530	3,965	2,760	1,435
44 歳 1 月～ 45 歳 0 月	16,125	14,310	18,675	17,865	5,375	4,770	6,225	5,955	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
	年金月額(基本額) 1 万円				年金月額(基本額) 5 千円								
45 歳 1 月～ 46 歳 0 月	11,630	10,330	13,460	12,890	5,815	5,165	6,730	6,445	4,235	2,945	4,615	3,210	1,670
46 歳 1 月～ 47 歳 0 月	12,640	11,240	14,630	14,010	6,320	5,620	7,315	7,005	4,600	3,200	5,015	3,490	1,815
47 歳 1 月～ 48 歳 0 月	13,830	12,310	16,000	15,330	6,915	6,155	8,000	7,665	5,030	3,495	5,485	3,810	1,990
48 歳 1 月～ 49 歳 0 月	15,230	13,570	17,610	16,890	7,615	6,785	8,805	8,445	5,535	3,850	6,035	4,195	2,185
49 歳 1 月～ 50 歳 0 月	16,910	15,080	19,560	18,760	8,455	7,540	9,780	9,380	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430
	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。												
50 歳 1 月以上	16,910	15,080	19,560	18,760	8,455	7,540	9,780	9,380	6,145	4,270	6,700		

●50歳1月以上で加入の方の年金額(年単位)

給付の型 加入時年齢	加入月数	年金額(年額)	
		1 口 目 (終身年金) A 型・B 型	2 口 目以降 (終身年金・確定年金) A 型・B 型・I 型・II 型・III 型
50 歳 1 月	119 月	118,920	59,460
51 歳 0 月	108 月	107,040	53,520
52 歳 0 月	96 月	94,300	47,150
53 歳 0 月	84 月	81,780	40,890
54 歳 0 月	72 月	69,480	34,740
55 歳 0 月	60 月	57,400	28,700
56 歳 0 月	48 月	45,520	22,760
57 歳 0 月	36 月	33,840	16,920
58 歳 0 月	24 月	22,360	11,180
59 歳 0 月	12 月	11,080	5,540

※誕生日以外でのご加入のときは、月単位で年金額が異なります。

※年金額表は年額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

※加入時年齢が50歳1月以上の方はIV型及びV型への新規加入及び増口はできません。

注) 加入時年齢の見方(男女共通)

- ①表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
- ②誕生日の属する月(誕生日)にご加入の方は、△△歳0月と表示しています。
- ③誕生日の翌月にご加入の方は△△歳1月、誕生日の翌々月にご加入の方は△△歳2月、…となります。
- ④但し、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生日になります。(例えば、「4月1日」が誕生日の方は、「3月」が誕生日になります。)

座談会

国民年金基金

老後のための

貯蓄です



- 加藤 栄一 氏** (進行)
年金シニアプラン 総合研究機構 理事長
- 山崎 泰彦 氏**
神奈川県立保健福祉大学名誉教授
- 中村 文雄 氏**
東京都国民年金基金専務理事
- 金高 和男 氏**
歯科医師国民年金基金常務理事
- 井戸 美枝 氏**
社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー

国民年金基金は 税制等で公的にサポート

加藤◆国民年金基金が発足して今年で二〇年になりました。そこでこれから国民年金基金制度を国民の間さらに普及させていくためにはどうしたらよいかということを念頭においていろいろお話をうかがいたいと思います。



加藤 栄一 氏

最初に、国民年金基金というものに対して皆様がお持ちになられているイメージ、あるいは実際に国民年金基金制度に携わってこられた思い出、ご苦労された話、これからの問題点としてぜひ言っておきたいこと、そんなことを一言ずつお話し願います。

金高◆現在、私は歯科医師の国民年金基金におりますが、歯科医師国民年金基金は、職能型基金

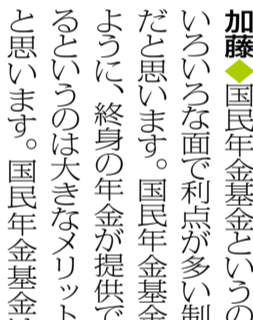
の第一号として認可されました。当時の話はいまでも語り種になっています。母体である日本歯科医師会の年金制度の掛金について、税制の優遇措置の対象にして欲しいとずっと要求していたのですが、それがなかなか実現しませんでした。その時にちょうど職能型基金の設立要件が緩和されたものですから、それは願ってもない、まず一番で認可を取って早く設立しようということ、念願どおり第一号基金として設立されました。



山崎 泰彦 氏

中村◆私が東京都国民年金基金に入ったのは平成一四年からですので、国民年金基金の二〇年のうちの後半の一〇年間の仕事に携わっております。平成一四年といいますが、運用環境が非常に厳しい時代で、株式市場の低迷によって大変厳しい状況にありました。

山崎◆自営業者とサラリーマンとの間には、昭和六〇年の改正で完全に差ができました。つまり国民年金が基礎年金となり、二階部分がサラリーマンにはあるのに自営業者にはないという形です。しかも、サラリーマンには企業年金が相当普及していたため、その老後保障の格差を埋め、さらにそれを税制等で公的にサポートする。それが国民年金基金の発足の考え方だったと思います。



加藤 栄一 氏

加藤◆国民年金基金というのはいろいろな面で利点が多い制度だと思えます。国民年金基金のように、終身の年金が提供できるというのは大きなメリットだと思えます。国民年金基金は、

もう一つ、公的年金の財政は当初は積立方式だったのですが、次第次第に賦課方式の要素が強くなり、賦課方式を基本にしつつ、将来に向かって急激な保険料の引き上げを緩和するための一定の積立金を持つというのがいまの財政方式になっています。賦課方式の財政は高齢化に非常に弱く、高齢化にどう対応するかが大きな課題だろうと思えます。私自身は、賦課方式だけではなく積立方式の要素を公的年金の中に一定程度組み込むべきだろう。そのことがむしろ、将来にわたって若い人の年金意識を高めることになるのではないかと。賦課方式と積立方式を適切に組み合わせる。その一方を担うのが国民年金基金なの

ではないかと思えます。

井戸◆国民年金基金は自営業者にとっては非常に強い味方というイメージがあります。私たち自営業者は資産をいろいろな形で分散しているのですが、やはり公的年金というものは安心・安全というふうに考えられます。国民年金だけではなく、賦課方式とはまた違う、自分で積み立てる、しかも公的年金制度というのは安心を生んでくれると思います。私自身が老後を考えて始めたのは四〇歳を過ぎてからです。そんな時に公的年金として欲しいと思ったのが国民年金基金で、入るかどうかが非常に迷っていました。その時にちょうど国民年金基金のお仕事をいただきましたので、非常に運命じみたものを感じました。

井戸◆国民年金基金は自営業者にとっては非常に強い味方というイメージがあります。私たち自営業者は資産をいろいろな形で分散しているのですが、やはり公的年金というものは安心・安全というふうに考えられます。国民年金だけではなく、賦課方式とはまた違う、自分で積み立てる、しかも公的年金制度というのは安心を生んでくれると思います。私自身が老後を考えて始めたのは四〇歳を過ぎてからです。そんな時に公的年金として欲しいと思ったのが国民年金基金で、入るかどうかが非常に迷っていました。その時にちょうど国民年金基金のお仕事をいただきましたので、非常に運命じみたものを感じました。

自営業者の場合は不定期な収入になるので、ずっと払い続けるといいうのと、やめられないといいうのは、けっこうプレッシャーになります。国民年金基金のように減額できるというのは非常にありがたいと思えます。そういう自由さ、自分のライフプランに沿って終身をベースに確定年金を積み立てたり、選択すれば六〇歳から受け取れるというのも非常にありがたい制度だと思っています。

いのか。その理由も含めてご意見をいただきたいと思えます。

井戸◆作られた時は経済成長から成熟する時で、ある意味デフレでない時代だったと思えます。はつきり申し上げると、デフレインフレになってしまつと反対に弱くなってしまつますが、いまはずっとデフレの状態なわけですから、非常にラッキーな時期だと思えます。また国債も格付けが下がってしまったし、銀行の定期預金利息がほとんど下げられていて、〇・二%くらいまで下がっています。そうすると、FPとしてよく聞かれるのが、どこにお金を持っていきたいのかです。国民年金基金は、やはり自分のためにコツコツ積み立てて、法律に則っている公的なもので、しかも税金のメリットが非常に大きいという

私には終身年金が基本というのもとてもいいと思っています。体調が悪くなって働けなくなり、例えば介護の状態になった時には、国民年金だけで六万円満額もらっている方は多分いまの時代だと少ないと思うので、五万円、あと五万円を何とかすればいい。要介護五でも月三万六千円は必ず要るわけですから、その分が非常に安心だと思えます。ですから、目の前は税金のメリットがあり、遠い将来については終身であるとい



井戸 美枝 氏

中村◆老後は確実に長くなってきているわけで、しかも、どのくらい生きるかわかりません。やはりそういうリスクには対応しておかなければいけません。それが非常に大事だと思います。そういった意味で終身年金というのは、民間保険ではなかなかできないものです。

実は私とも民間の個人年金についてアンケート調査等調べましたところ、個人年金の加

額所得控除というところで、年金に対する実質の掛金が非常に低くなっています。これは公的な年金ならではの強みであり、この二つはやはり強調していきたいと思っております。

山崎◆いま井戸さん、いい説明をされましたね(笑)。デフレの時代に一番いい説明になりますね。積立型の年金はインフレリスクに弱いですが、デフレの時代には、金利は付かなくても物価が安くなれば、むしろ年金の価値は上がるということですね。

ある程度収入がある自営業者ですと、皆さん貯蓄をしますから、貯蓄の二つの形態として、国民年金に上乗せして老後に向けて貯蓄すると思えば、税制上になに有利な商品はないのではな

入率よりも国民年金基金の加入率のほうが低いのが現状です。非常に有利な制度であるにもかかわらず民間の個人年金のほうが高い加入率というのは、やはりまだ十分に理解されていないからで、私もはこの点は努力していかねばいけないと思っております。

金高◆私どもの基金では、加入対象者を推計して現在の加入率を見ると、加入対象者に対してまだ三〇％に達していません。三割未満というのは制度として認知されていない。だから、あとは何を打ち出していくか。やはり一番は税制の優遇措置ではないかと思えます。二十万円の課税所得の人ですと、掛金の四割ぐらいは軽減されたような形になります。六百万円の人でも

老後目的の貯蓄には 最良の商品

加藤◆「オーダーメイド年金」というのは使えそうですね(笑)。

次に、自営業、ないしはサラリーマンではない自由業の人たちのための二階部分の年金制度創設の趣旨を考へまして、これから国民年金基金をどうしようか、にしたらいいの。こんなことが望ましいのか。そういうことについてのご意見、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。
金高◆企業年金に入っているサラリーマンと自営業のご夫婦では、モデル年金等と比較すると月額で二五〜一六万円の差がある。それを国民年金基金で埋めるとどうなるかと思えますが、いまうちの基金ですと加入するのが三五歳ぐらいです。

三割ぐらいです。そういう点でもかなり入りやすいし、それで将来の保障がもうあるということですので、これが一番だと思います。

では次は何かといった時には、国民年金基金だけなのではないかと思っております。その中には、上乗せ機能はもう六五歳前のつなぎの年金機能、この二つの機能がありますのでこの辺をもう少し強調して、いつかいつまでどのくらい欲しいのか、それに応じて掛金を設定する。さらにその掛金も、自分の負担能力に応じて設定できる。そういうところがポイントではないかと思っております。



金高和男氏

三五歳で加入して掛金の上限月額六万八千円でセットしても、二万から三万円ぐらいしか積み上げられない。天井があって一杯入ってもまだ差ができてしまうというのが問題としてあります。

掛金の上限の六万八千円はいつからかと思ったら、最初からです。もう二〇年据え置きになっている。もう二〇年経っていきまうので、そろそろその上限の引き上げをアピールして

もいい時期なのではないか。うちの基金が特殊なのかもしれないが、加入員の約半分が掛金六万五千円から六万八千円の間です。もう少し上限を上げれば掛金の額が上がって、節税対策にも効果が出ますし、そのあたりを少し考えてみたらどうかと思えます。

中村◆上限に張り付いているという、歯科医師国民年金基金さんの大変うらやましいお話でしたが(笑)、私ども地域型の基金ですと、東京都は全国の中で平均掛金は高いほうだと思います。おそろしく高いかもしれません。それでも二万二千円から二万三千元の間です。そういった意味から限度額の話は出てこないわけです。

それから、私も三年ほど前にインターネット調査を行い、「二心基金の加入を検討したけれど加入に至らなかった方の理由をうかがいました」という一番の理由は掛金が高いということ。運用環境を反映して、当時と比べて掛金もだんだん高くなってきています。本体の年金を掛けるのが条件ですから、いまですとおそろしく本体と合わせて一人最低でも二万五千円ぐらい。ご夫婦で五万円ぐらいになります。なかなか所得が上がらないなかで負担感が大きくなっているというのが、現場で担当している私どもの率直な感じだと思います。

今度、六〇歳以上六五歳の国民年金の任意加入者が私どもにも加入できる道が開かれますけれど、これは運用期間が短いことであって、おそろしく若い人に比べると掛金が相当高額になるのではないかと思います。特に私どもの対象の自営業者は就労期間が長いこともあり、その間にいま支給開始は六五歳ですが、できるだけ掛金を抑えるためにも加入時に支給開始七〇歳ぐらいまで選択できて、若干でも待機期間をもって掛金を低く抑えたいといったようなことを考えてもいいのではないかと思っております。

加藤◆確かに、高齢化が進んでくるとこのよりは平均余命がどんどん延びてくる、とどうして掛金が高くなるという話になってしまいます。そこをどこにかく何とかする。ということはやほりゆとのある人には低い年金額で口数を多く入っていたら、最低限度入る方にはそれぞれ許せる範囲でそれほど負担感なく入れるということにするのでしょいか。

山崎◆老後目的の貯蓄をするのだったら、こんないい商品は無いと思えます。運用環境が悪い悪いと言いつつ、われわれはみなせつせつと貯蓄をしているわけ。歳をとっても貯蓄をしていくとすれば、六〇歳を過ぎてもお入りになったらどうかと思えます。

展していないといううらみがあるわけ。国民年金基金の普及・発展のためには、まず制度の周知・広報が不可欠です。制度の周知・広報についてどんなことがこれから必要とお考えになりますか。また、どのような広報の仕方が望ましいとお考えでしょうか。

金高◆否応なく目に入るということからすると、テレビやラジオの広報かと思えます。新聞折込も一つの手だと思えますが、これもどれだけ見てくれるかというのがありますので、やはり電波の力で広報をしていくというのが一番確実ではないかと思えます。

加藤◆確かに、高齢化が進んでくるとこのよりは平均余命がどんどん延びてくる、とどうして掛金が高くなるという話になってしまいます。そこをどこにかく何とかする。ということはやほりゆとのある人には低い年金額で口数を多く入っていたら、最低限度入る方にはそれぞれ許せる範囲でそれほど負担感なく入れるということにするのでしょいか。

中村◆テレビも確かにいいのですが、なかなかコストが掛かりまして(笑)。お金をあまり使わないでできる広報ということ、いま私どもはダイレクトメールを送った時に合わせ、ダイレクトメールを送った地域に新聞の折り込みチラシを入れております。



中村文雄氏

それから、やはり自営業者の方の老後の生活設計のお手伝いをするという趣旨から、そういう面での広報もこれから必要だと考えています。私どもは四年ほど前からある新聞社の後援をいただいで、自営業応援フォーラムというのをやっています。その結果を新聞や雑誌に公表する。あるいは若干編集をして、資料請求をいただいた方にお配りする。そのようなことで情報の提供をしております。

それから、やはり自営業者の方の老後の生活設計のお手伝いをするという趣旨から、そういう面での広報もこれから必要だと考えています。私どもは四年ほど前からある新聞社の後援をいただいで、自営業応援フォーラムというのをやっています。その結果を新聞や雑誌に公表する。あるいは若干編集をして、資料請求をいただいた方にお配りする。そのようなことで情報の提供をしております。

加藤◆昨年、国民年金基金連合会で調査をいたしました。全国にダイレクトメールを出しますが、それを見たことがきっかけになって国民年金基金に入った人がどのくらいいるか、そういう調査です。そうすると、ダイレクトメールだけで入った人の数に比べてダイレクトメールと並行して基金が何らかの広報を同時にやると、加入効果が二倍ぐらいになります。そういうテレビ、ダイレクトメール等々の全国広報で存在を知って「ちょっと良さそうじゃない」という人に対して、今度は自身をインプットする。さらに普及・推進担当者が一対二で接触する。そういうことをうまくやればよいと思えます。

中村◆加入される方の中には、区役所の窓口で紹介されたとか、あるいは友人・知人から勧められたというのが比較的多くあります。私どもの基金は国民年金の上乗せですから、国民年金本体の保険料を払うことが条件です。やはり本体のほうの不信、不安感を取り除いて正しく理解してもらわなければなら

い。そこでいま、まず国民年金制度の説明があり、そのあとに私どもの基金の説明があるというパンフレットを作って、区市町村の窓口においていただいでいただかないと、なかなか加入していただけない制度です。

井戸◆もう少しホームページを使ったネットの広告があるとわりと見てもらえると思つてます。お金関係のところ、今日はちょっと考えてお金に向き合おうという人向けのところに、キイを押してもらえようようにしたいのではないですか。あとはそこに、例えば無料セミナーがありますとか、一〇人でも二〇人でもいいと思えますが、ちょっと出てきていただくセミナー的なもの、キイを押していただくような作戦があれば、コストを抑えながら少し広まるのかなと思いました。

山崎◆一般的な広報だけではなく、フェイス・ツー・フェイスの部分がかかでない。年金は難しいものというイメージがありますから、やはりフェイス・ツー・フェイスできちっとお話しする機会が大事ではないかと思っております。

加藤◆今日は大変いいご意見を伺うことができました。本日はどうもありがとうございました。

ダイレクトメールと合わせた広報で 加入勧奨と普及促進を

加藤◆では、次の話題へ移らせていただきます。いろいろ有利な点を持った制度であるのですが、いまひとつ十分に普及・発

社会保障審議会レポート

短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会

厚生年金・健康保険の社会保険の適用拡大を検討

九月一日に開催された初会合の検討課題は、厚生年金にどのまらず健康保険も含めた社会保険の適用拡大。健康保険における適用拡大に向けた本格的な議論はこれが初めてとなる。この日、事務局から示された特別部会での主な論点の四つは、次のとおり。

- ① 厚生年金・健康保険の適用対象となる人の範囲 一体改革案で示された週の労働時間を雇用保険と同様に二〇時間とするか、雇用保険の適用要件にある三日以上の雇用見込みの考え方、家計を補助するためのパート労働者や学生、受給資格を満たす六〇歳以上のパート労働者の位置づけを検討する。
- ② パート労働者の雇用への影響

平成二十二年就業形態の多様化に関する総合実態調査

厚生労働省大臣官房統計情報部は、平成二十二年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況をとりまとめた。

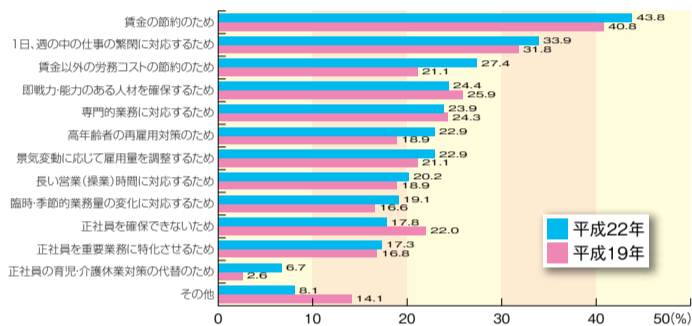
正社員以外の労働者が三八・七％と過去最大

就業形態別に労働者の割合をみると、正社員が六一・三％（六二・二％）。以下カッコ内は前回実施した平成一九年調査割合、正社員以外の労働者が三八・七％（三七・八％）となった。正社員以外の労働者では、パートタイム労働者が二・九％（二・五％）、契約社員が三・五％（二・八％）、派遣労働者が三・〇％（四・七％）と、派遣労働者の割合が低下する一方、契約社員、嘱託社員の割合は前回調査と比べ、上昇した。

正社員以外の労働者を活用する理由

正社員以外の労働者の活用理由は、「賃金の節約のため」が四三・八％（四〇・八％）、二日週の中の仕事の繁閑に対応するため「三三・九％（三二・八％）」、「賃金以外の労務コストの節約のため」二七・四％（二二・二％）の順となっている（グラフ）。前回調査と比較すると「正社員を確保できないため」が低下し、「賃金以外の労務コストの節約のため」、「高齢者の再雇用対策のため」などが上昇。契約社員では「正社員を重要業務に特化させるため」などが上昇。派遣労働者では「正社員を確保できないため」が低下する一方、「専門的業務に対応するため」が上昇。

●グラフ1 正社員以外の労働者の活用理由



活用上の問題点

活用する上での問題点をみ

適用拡大後に企業が事業負担を抑えるため、雇用を抑制したり新たな基準以下の就業を求めないか、新たな基準以下の就業が出ないか、パート労働者の給与等に与える影響などにも配慮する。

年金部会

最低保障機能の強化と高所得者の年金額の調整を議論

八月二六日の初会合【六二八号二面に関連記事】に引き続き、九月三日に行われた二回目の会合では、社会保障・税一体改革案に盛り込まれた年金制度の

適用拡大後に企業が事業負担を抑えるため、雇用を抑制したり新たな基準以下の就業を求めないか、新たな基準以下の就業が出ないか、パート労働者の給与等に与える影響などにも配慮する。

各種制度の適用状況

各種制度の適用状況(複数回答)は、正社員ですべての項目で低下しているが、パートタイム労働者では「雇用保険」が五八・四％(五五・五％)、契約社員では「福利厚生施設等の利用」が五〇・一％(四七・四％)、嘱託社員では「福利厚生施設等の利用」が五〇・八％(四八・〇％)、派遣労働者では「社内教育訓練」が三・〇％(二・八・八％)などが上昇した。

仕事に対する意識

現在の就業形態を選んだ理由をみると、「自分の都合のよい時間に働けるから」が三八・八％

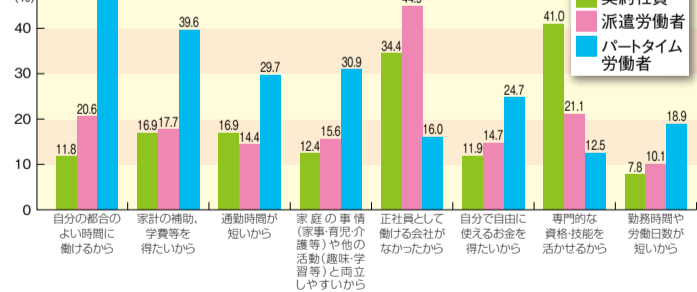
の主な論点として、「新たな受給資格期間を短縮することは適切か。短縮する場合、何年とするかが妥当か」「現在、無年金である人を対象に行うことが適当か」「受給資格期間を短縮する場合、年金額が低い人を生み出すことをどう考えるか」「納付意欲への影響をどう考えるか。低所得者への加算との関係をどう考えるか」が示された。

また、低所得者等への加算や高所得者の年金調整に関する主な論点は次のとおり。○どの程度の加算額とするか。○低所得者への加算を行う場合

合、障害基礎年金も加算するか。○単身低所得者や夫婦、家族と同居をどう取り扱うか。○低所得の基準をどう設定するか。繰上げ受給の減額分をどう評価するか。○高所得である受給者の年金を減額し、世代間の公平を図るべきか。現在の受給者も減額の対象とするか。

○年金の給付費のうち、国庫(税金)により賄われている分であれば、減額も許容されるか。参考のために、事務局は低所得である年金受給者の現状を報告した。老齢基礎年金等の受給権者の平均年金額は月額五・

●グラフ2 主な就業形態の現在の就業形態を選んだ理由(労働者割合、複数回答3つまで)(各就業形態の労働者のうち、回答があった労働者=100)



現在の職場での満足度

正社員、正社員以外の労働者ともに満足度が高いのは「仕事の内容・やりがい」(正社員五六・七ポイント、正社員以外の労働者五七・二ポイント)、「正社

四万円、老齢基礎年金のみの受給権者の平均年金額は月額四・九万円、さらに繰上げ繰下げ受給の影響を含めた額では月額四万円未満である人が三六・三％を占めている。また、高所得者については、年金受給者のうち年収六〇〇万円以上の人が二・四％、年収一、〇〇〇万円以上の人が一・六％、年収一、五〇〇万円以上の人は一・二％というデータを紹介し、年金調整の方策として国庫負担分の減額が課税強化による負担増などを示した。両部会とも、今後月二回程議論し、年内に意見をとりまとめる方針だ。

比較的高い。○「家計の補助、学費等を得たいから」が三三・二％(三四・八％)となっている。就業形態別には、パートタイム労働者では「自分の都合のよい時間に働けるから」が五〇・二％(四八・四％)、「仕事に対する責任感」が五〇・五％(四八・三％)、「仕事に対する向上意欲」が三八・四％(三七・五％)となっている。パートタイム労働者では「賃金の節約のため」、「賃金以外の労務コストの節約のため」、「景気変動に応じて雇用量を調整するため」などの割合が上昇している。

正社員と正社員以外の労働者を比較すると、正社員の方が満足度が高いのは「雇用の安定性」、「福利厚生」、「教育訓練・能力開発のあり方」などで、逆に正社員以外の労働者の方が満足度が高いのは「労働時間・休日等の労働条件」、「正社員以外の労働者との人間関係・コミュニケーション」など。

「職業生活全体」でみると、正社員が三三・七ポイント、正社員以外の労働者が二四・二ポイントと正社員の方が満足度は高くなっている。

編集部に寄せられた『年金に思う』

年金広報編集部には、読者のみなさまからメールを通してさまざまな「声」が寄せられています。今号では、寄せられたご意見の一部をご紹介します。

編集部では今後もみなさまのご意見を募集しております。『年金に思う』への投稿は400字以内でkoho08@nenkin.or.jpまで、お寄せください。

年金の理解は若い人の『年金教育』から

厚生労働省は、持続可能な社会保障を実現するためには国民的理解が不可欠であるが、社会保障制度を体系的に学ぶ機会などが十分に確保されていないので、社会保障に関する教育推進について検討するため、昨年、「社会保障に関する教育推進プロジェクトチーム」を設置した。このことは大変重要であり、いつまでも検討していないで早急に具体的な事業に着手してもらいたいものである。

特に年金制度はマスコミや評論家が制度を正しく理解しないまま無責任な報道、解説で国民の「年金不安」を煽っている事実がある。また、ひととき世間を騒がした「事業仕分け」で「年金に関する広報・教育の必要性は認めるが、現状は場当たり的」とコメントし、「事業廃止」とした経緯がある。

年金教育を「教育推進プロジェクトチーム」で検討するのも良いけど、これまでのノウハウもあるのだから直ぐにでも「年金教育」を始めても良いのではないかと。(元教員)

「税・社会保障改革」シンポに出席して

先日、無料のシンポジウムを覗いてきました。厚生労働省、財務省の枠を超え横断的な役割再構築の必要性や社会保障制度の非効率、不合理のツケを消費税増税論へと安易に転化する懸念が語られました。

年金では、非正規労働者の増加に伴う制度の空洞化(便利な表現ですね)、第三号被保険者の扱いなどが、社会保障の不公平、格差の解消の論

厚生労働省のHPには、これまでの年金教育は平成三年から動きがあり平成六年からは年金教育を実施し、全国の中・高校の教員を対象とした年金セミナーの実施割合が六七〇%を超える実績もある。県教育局、市町村教育委員会、各地方社会保険事務局、年金教育推進員などから構成される「年金教育推進協議会」が設置され、年金教育実施の手順に基づいて効果的な年金教育を推進していたことが明確である。これを場当たり的」と切り捨てた民主党の考え方に理解に苦しむのは私ばかりではないだろう。

年金教育を「教育推進プロジェクトチーム」で検討するのも良いけど、これまでのノウハウもあるのだから直ぐにでも「年金教育」を始めても良いのではないかと。(元教員)

市場化テスト、失敗でしたね

毎年、国民年金の納付率が下がり続けていると報道されています。その原因のひとつに市場化テストの実績の低迷があると

一軒一軒、ご家庭を訪問し、納付の勧奨を行っていた国民年金推進員を廃止して、市場化テストに踏み切ったわけですが、失敗だったことを、実績低迷という表現ですが、厚生労働省はホームページに載せています。

地域型年金委員の活動は?

『年金広報』の紙面では、これまで何度か地域型年金委員の活動が紹介されたことがありましたが、しかし、その後は活動の様子が紙面に紹介されることもないように思います。年金委員の活動はどうなっているのでしょうか。

日本年金機構のホームページでは、「年金委員ホームページ」のなかで「年金委員の活動事例」が紹介されています。そこには、「地域型年金委員の活動」として「地域単位の活動」や「個人での活動」が

私は都内に在住している自営業者ですが、少なくとも私の住む地域には、年金委員

テストは失敗だったので前から戻って推進員制度を復活させることはできません。もっと言えば、市区町村で国民年金をほほカバリーしていた方法に戻していただきたい。ただ、目先のコストにさらわれているだけで、成果がないテストを続けているのは、無駄であると思うのは、私だけでしょうか。

学生はテストの結果が悪いと進級できないのですよ。(東京都 団体職員)

(地域型年金委員と呼ばれる人の存在すら耳にすることがありません。

私も以前は民間企業に勤めていた経験があります。企業に勤めているサラリーマンには年金をはじめとする社会保障の情報は比較的手しやすいくところがあります。しかし、自営業者となると、同業者や地域の人たちからの情報に偏りがちとなります。年金をはじめとする社会保障の身近な情報を一番必要としているのは私たち自営業者だと思います。

地域の人たちに身近な年金の情報提供をするためにも、地域型年金委員の活動をもっと積極的に展開してほしいと思います。(都内在住の自営業者)

「年金広報」は、国民年金制度と共に歩んで52歳です

わが国の国民年金制度を充実発展させることを目的として、公共団体、農林漁業団体、中小企業団体及び各界有志の賛同を得て昭和34年設立された社団法人日本国民年金協会が毎月発行する年金に関する情報誌が「年金広報」です。

創刊号は、岸信介(自由民主党総裁)、鈴木茂三郎(日本社会党委員長)、坂田道太(厚生大臣)の各氏のお祝いの言葉を掲載し、昭和34年2月「国民年金弘報」として船出しました。それから52年間、平成22年1月からは「年金広報」と題字を変更、カラー印刷にし、この10月号で629号になります。

紙面は、年金制度に関するニュース、市区町村長のインタビュー、市区町村の国民年金のご担当者の取組み、日本年金機構、年金事務所の取組み、市区町村の広報誌(紙)掲載用の情報など、これからも年金情報誌として内容を充実し提供してまいりますので宜しくお願いします。

ご購入の申し込みは、電話03-3265-2885、ファックス03-3265-2894、E-mail koho08@nenkin.or.jp まで、年間購読料1,890円(税込・送料共)です。お待ち申し上げております。



国民年金 よくある 質問

**Q. 第三号被保険者の
認定の基準はどの
ようになっていますの
ですか。**

第二号被保険者の被扶養配偶者で、二〇歳以上六〇歳未満の人は、日本国内に住所がない人を含めて、第三号被保険者となります。第三号被保険者の保険料は、配偶者が加入している被用者年金制度から国民年金制度に対して、拠出金として拠出されますので、個別に納付する必要はありません。

なお、第二号被保険者の配偶者でも、扶養されていない配偶者の場合、たとえば、妻自身が自営業を営んでいて相当の収入のある場合は、第一号被保険者となります。被扶養配偶者であるかどうかの認定の基準は、健康保険等の被扶養者の取扱いを勘案して以下のように定められています。

第二号被保険者と同一世帯に属している場合は、次のいずれかに該当する配偶者を原則として被扶養配偶者とします。ただし、認定対象者が農業者である場合等、認定対象者の職業、生活実態を勘案すれば被扶養配偶者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れ、かつ、社会通念

上妥当性を欠く場合は、その具体的事情に照らして最も妥当と認められる認定を行うこととされています。

① 認定対象者の年間収入（失業給付金、年金等の収入を含みます）が三〇万円未満（障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は一八〇万円未満）であって、かつ、第二号被保険者の年間収入の二分の一未満であること。

② 右の要件に該当しなくても、認定対象者の年間収入が一三〇万円未満（障害者は一八〇万円未満）であって、かつ、第二号被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を総合的に勘案して、第二号被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていることと認められること。

また、第二号被保険者と同一世帯に属していない場合認定対象者の年間収入が一三〇万円未満（障害者は一八〇万円未満）であって、かつ、第二号被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養配偶者とします。

なお、この認定基準の実際の運用にあたっては、認定対象者が健康保険、船員保険や共済組合等の被扶養者として認定されている場合等は、これを尊重して認定されます。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/）。会員のみならず、まわりのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

厚生年金 よくある 質問

**Q. 現在の厚生年金保険
の総報酬制の仕組み
について教えてください。
さい。**

総報酬制は、平成二二年の年金制度改正の際に導入され、平成一五年四月から実施された制度です。

総報酬制の導入の背景

総報酬制導入前は、厚生年金保険の保険料は報酬月額（月給）に対してのみ賦課され、賞与等については特別保険料（一％）として別立てで徴収されてきました。そのため、賞与からわずかしが保険料を徴収しない仕組みのもとでは、同じ年収であっても賞与が多い人ほど保険料負担が少なく、賞与が少ない人ほど保険料負担が多くなるという事態が生じていました。

また、給付面においては、特別保険料は給付には反映されず、在職老齢年金の仕組みでも月給のみによって在職中の支給停止額を計算していたために、同一の年収の年金受給者でも賞与が年収に占める割合の違いにより支給停止額の違いが発生していました。

高まっていくことが不可避であるものと見込まれていただけに、このような不公平をできるかぎり解消していくことが必要であるという考えから、総報酬制が導入されることになりました。

賞与の実態について見てみると、賞与は臨時的なものとしての性格が薄れ、報酬の一部として支払われることが定着しており、総収入に占める割合も増加していました。また、月給と賞与との関係を見てみると、給与水準の高い事業所ほど賞与の割合が高くなっており、結果として、給与水準の高い企業の従業員ほど年収に占める保険料負担の割合が低い傾向が見られました。

このような不公平を解消するために、賞与等に対しても保険料賦課の対象にすることが総報酬制を導入する理由となりました。総報酬制のもとでは、賞与等も保険料の賦課対象になるとともに、給付にも反映されることとなります。

総報酬制の導入にあたって留意された点は、まず第一は、保険料の賦課対象が拡大されるため、全体の保険料負担に変化が生じないよう、保険料率の引下げを行うこと、第二は、総報酬制導入前の給付乗率のままでは、一律に年金額が上昇してしまうため、給付乗率の引下げを行うこと、以上の二点でした。

保険料負担の調整

被用者年金制度の全加入者の月収に対する平均賞与支給割合を見ると、月収の総額を一定し

た場合、平均的な賞与総額の割合は〇・三であることから、総報酬制導入後の保険料率はこの割合を総報酬制導入前の保険料率と特別保険料率に掛けて一・三で除した率とされました。

また、標準報酬月額の上限（六二〇、〇〇〇円）の月給を得ている人の平均的な年間賞与額は約三〇〇万円となっていたため、賦課対象となる賞与の上限はその二分の一の額である一五〇万円とされました。

給付額の調整

給付額の調整は、まず総報酬制導入以後の給付乗率について、保険料率の場合と同様に、月収総額一に対して平均的な賞与割合が〇・三であることから、総報酬制導入前の給付乗率を一・三で除した乗率とすることとなりました。

そして、総報酬制導入前後の被保険者期間を有する人については、年金額の計算の際に、総報酬制導入前の期間と導入以後の期間に分けて計算を行うことになりました。

在職老齢年金の取扱い

在職老齢年金の調整は、総報酬制導入前は標準報酬月額と老齢厚生年金だけで支給額の調整を行っていました。総報酬制導入以後は、標準報酬月額だけでなく、標準報酬月額に直近一年間の標準賞与額の総額を二で除した額を加えた額を総報酬月額相当額として、この総報酬月額相当額と老齢厚生年金との間で年金支給額の調整を行うこととなりました。

いつ起きるかわからない、 いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて——
地域住民のための防災対策
パンフレット&リーフレット



地震に備える ●平成23年5月発行

地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）
監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！
あなたの助けが必要な人がいます。

災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツキきたとき！
あなたの家の家具は倒れませんか？

大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。



イザというとき！
覚えておきたい
応急手当と救命手当

けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー
定価：42円（本体40円＋税）
監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

*名称刷込み（スミ1色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。
ご注文・お問い合わせは——
〒101-0047 東京都千代田区神田 2-5-3 児谷ビル
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>

年友企画(株)



国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入手続きが必要なのは

学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方(学生、自営業者等。フリーターや無職の方も含まれます)は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

保険料は月額二万五、〇〇〇円

国民年金の第二号被保険者の

20歳になったら国民年金に加入しよう

平成三年度の保険料額は、月額二万五、〇〇〇円です。

学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となってしまうと、老後に年金を受けられなくなったり、年金額が低くなったりする恐れがあります。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

保険料が猶予・免除される制度を利用しよう

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方で本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

視点 column

コラム 観点

未納分の国民年金保険料を事後納付できる期間を、現行の二年間から二〇年間に延長される「年金確保支援法」が成立しました。

とはいえ、過去の未納分の保険料をまとめて納めるのは容易なことではありません。

それでも、老後に年金があるのと無いのでは大違いです。受給資格期間を満たすための手段として、お金を借りて保険料を納める、について

年金をもらうための「借金」

考えてみます。

住宅、自動車、学費、結婚などのように使途が確認できれば「目的型ローン」の利用が可能になります。

一方、使途を問わない無担保の「フリーローン」の場合、ある銀行では一四・五%、消費者金融のA社では一八%と金利がぐんと高くなります。

金利は低いに越したことはありませんが、低利なローンであるほど融資の条件が厳しくなっています。

出生は約千人増加 婚姻は約七千五百組減少

厚生労働省大臣官房統計情報部は九月一日、平成三二年人口動態統計(確定数)を公表した。

第二子、第三子以上が増加

出生数は一〇七万二、三〇四人で、前年より二、二六九人増加した。母の年齢(五歳階級)別にみると、三四歳以下の各階級と五〇歳以上で前年より減少したが、三五・四九歳の各階級では前年に引き続き増加した。

減少し、四年連続でマイナスとなった。

離婚件数は約二千組減少

離婚件数は七〇万二、四四組で、前年より七、五二〇組減少した。離婚件数は七年ぶりに増加した前年より一、九七五組減少し、二五万二、三七八組だった。

訂正

六二八号の市区町村の広報誌(紙)掲載用記事におきまして「証明書内容は本年一月から一〇月一日までに納付された国民年金保険料額」とありますが、「本年一月から九月三十日まで」に訂正し、「年の途中から国民年金に加入した場合など、一〇月二日以降には、一〇月一日以降」とお詫言して訂正いたします。

日本国民年金協会の図書

国民年金実務担当者ハンドブック



資格取得届出書、免除申請書、裁定請求書などに係る市区町村の実務について解説。市区町村の国民年金担当者必携のハンドブックです。

22年3月刊行

年金委員ハンドブック



活動事例、活動の留意点をはじめ、データを豊富に掲載し、主に地域型の年金委員の皆さまの活動に必要な情報を一冊の本にまとめました。

22年11月刊行

ご注文はファクシミリで ※書店では取り扱っておりません。

FAX. 03-3265-2894

社団法人 日本国民年金協会